

亀山市告示第29号

亀山市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱（平成18年亀山市告示第155号）の一部を次のように改正する。

「
様式第6号中

件（枚）	人分
------	----

 を

「

件	人分（	枚）
---	-----	----

 に改める。
」

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。